社会教育関係団体の認定に関する手引

胎内市教育委員会では、市内における社会教育に関する事業及び活動を行うことを主たる目的とする団体を社会教育関係団体と認定し、対象施設の使用料の減免等を行い支援しています。

**１．社会教育関係団体とは**

公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的に

活動する、自主的な民間団体のことを指します。

**２．社会教育に関する事業とは**

技術習得や教養を高めたり、生活を充実させたり地域をよくするために行われる学習活動・文化芸術活動・ボランティア活動などを指します。自らの楽しみだけでなくその活動を、地域文化や生活文化の振興など地域社会に還元する活動です。

【活動内容例】

・学習活動（ワークショップ、研修、歴史研究など）

・文化芸術活動（民謡、絵画、音楽、料理、園芸、手芸、写真、華道など）

・ボランティア活動（子ども、高齢者に関わるボランティア活動など）

【活動例】

・学習した成果を地域の人や子供たちに伝える。

・作品の展示、演奏会、発表会などに参加する。

・習得した技術を初心者などに教える機会を作る。

**※公民館事業、市主催のイベントや事業などに積極的に参加しましょう。**

**３．登録するには**

以下の要件を備えていることが条件となります。

・国又は地方公共団体の支配に属さない団体であること。

・構成員数が５名以上、かつ、責任者として成人者を含んでいること。

・会則又は規約等を有すること。

・団体意思を決定及び執行し、団体を代表する機構又は機関を有すること。

・自ら経理し、監査する等の機構を有すること。

・団体活動の本拠としての事務所を市内に有すること。

・社会教育の振興に寄与するものと認められる団体であること。

・自主財源を持ち、団体自身で事業及び活動に要する経費を負担していること。

・入会について、特定の資格や条件を必要とせず、広く市民の参加を受け入れる開かれた団体であること。（原則、いつでも、だれでも）

・年間を通じて、継続的、計画的に活動を行っていること。

・構成員の半数以上が市内在住、在勤、在学するものであること。

以下のいずれかに該当する行為を行う団体は認定を受けることが出来ません。

・政治活動、宗教活動

・営利及びこれに類する活動

・公序良俗に反する活動

**４．登録・届出について**

以下の書類を生涯学習課又は中央公民館へ提出してください。

①認定申請書

②チェックシート

③団体紹介資料

④会則・規約

⑤役員及び会員名簿（連合の場合は構成団体名簿）

⑥事業計画書

⑦事業収支予算書（当該年度）

※社会教育関係団体の認定は、上記の書類を提出していただいた後、社会教育委員の意見を聞き、教育委員会が認定を行います。

**５．社会教育関係団体に認定されると**

・社会教育関係団体に認定されると社会教育施設の使用料が減免になります。

・生涯学習活動推進のため、団体名や活動内容などを市のホームページで公開します。

○使用料の減免 社会教育施設（10割）産業文化会館（5割）

○有効期限 ２年以内（認定通知書に記載）

○変更の場合

・申請書の記載内容に変更があったとき。

・団体が活動を停止したとき。

・団体が解散、消滅したとき。

**→生涯学習課に届出が必要です。**

問合せ先

○胎内市教育委員会 生涯学習課

〒959-2807 　胎内市黒川1410

ＴＥＬ：0254-47-3409 　　ＦＡＸ：0254-47-2751

○胎内市中央公民館

〒959-2643　 胎内市東本町16-66

ＴＥＬ：0254-43-2001 　　ＦＡＸ：0254-43-3471